

# 事業報告書

## 1. 事業概要

### (1) はじめに

各務原市より指定を受けた指定管理者として、各務原共同福祉施設、産業会館、体育施設、パターゴルフ場、福祉センター、各務原市指定文化財皆楽座、川島会館の公共施設(39施設)を市と連携を保ちながら安全安心、公平な利用、効率的な運営等の基本方針に基づき管理運営を行いました。

さらに桜体育館や河川環境楽園内の水辺共生体験館(4月から12月)を受託管理しました。

また、全世界に感染拡大している新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各務原市と連携を図り対処した。

### (2) 事業について

#### (2)の1 指定管理事業

各事業の管理運營業務内容は、下記共通項目を誠実にを行いました。

- i. 利用者の受付事務及び利用料の収納事務(学校開放施設含む)
- ii. 利用者の指導及び利用の促進(学校開放施設含む)
- iii. 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- iv. 施設、設備、遊具、器具の安全点検及び清掃
- v. 施設利用に関する統計資料の作成
- vi. 効率的運営・管理運営費削減の実施

#### ① 勤労者福祉施設の管理運營業務

- ・勤労者の福祉向上を図るとともに雇用の安定に資する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原共同福祉施設「各務原勤労会館」

#### ② 産業会館の管理運營業務

- ・産業の発展と市民の文化向上への寄与する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原市商工振興センター  
・各務原市東亜町会館  
・各務原市南産業会館

③ 体育施設の管理運営事業

- ・市民の健康増進及びレクリエーションのための便宜を供与する場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》

- ・各務原市総合体育館  
（プリニーの総合体育館）
- ・各務原スポーツ広場
- ・各務原市飛鳥球場
- ・各務原市弓道場
- ・各務原市川島小網堤外グラウンド
- ・各務原市稲羽地区体育館
- ・各務原市鶴沼西地区体育館
- ・各務野スポーツの森テニスコート
- ・各務原市民球場  
（プリニーの野球場）
- ・各務原勤労者総合グラウンド
- ・各務原市総合運動公園
- ・各務原市川島スポーツ公園
- ・各務原市那加地区体育館
- ・各務原市鶴沼地区体育館
- ・各務原市蘇原地区体育館

④ リバーサイド 21 の管理運営事業

- ・パターゴルフ場として、ファミリーからゴルフ愛好家まで幅広い層の健康及びレクリエーションの場として、十分活用できるよう管理運営に努めた。
- ・『各務原市ふるさと納税』の記念品の提供に協力した。
- ・各務原商工会議所会員サービス事業の一環として、割引事業を締結し、利用促進を図った。

《管理施設》 ・各務原リバーサイド 21(天龍グループリバーサイド 21)

⑤ 福祉センター施設の管理運営事業

- ・福祉センター等施設を市民の福祉増進・教養の向上、コミュニティ活動の促進、及び保健の総合的推進を図るための便宜を供与する場として十分活用のできるよう管理運営に努めた。

《管理施設》

- ・各務原市那加福祉センター
- ・各務原市那加南福祉センター
- ・各務原市稲羽西福祉センター
- ・各務原市鶴沼福祉センター
- ・各務原市蘇原福祉センター
- ・各務原市陵南福祉センター
- ・各務原市川島健康福祉センター
- ・各務原市那加西福祉センター
- ・各務原市稲羽コミュニティセンター
- ・各務原市稲羽東福祉センター
- ・各務原市鶴沼東福祉センター
- ・各務原市蘇原コミュニティセンター
- ・各務原市各務福祉センター
- ・各務原市総合福祉会館

⑥ 市指定文化財施設の管理運営事業

- ・各務原市指定文化財皆楽座が、文化財としてその価値を損なわないように適切な管理に努めた。また市民の文化活動及び地域活動の促進の場として十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原市指定文化財「皆楽座」

⑦ 川島会館の管理運営事業

- ・高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する場として十分活用できるよう管理運営に努めた。

《管理施設》 ・各務原市川島会館

(2) の 2 受託事業

① 桜体育館の管理業務事業

- ・市民の自主的な社会教育活動、スポーツ活動及び地域活動を推進するための場としての設置目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿って管理に努めた。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年3月3日から個人利用が停止となり、団体利用者に自粛を要請した。
- ・業務内容 i. 施設の日常清掃  
ii. 施設の管理（巡回、備品の確認等）

《管理施設》 ・各務原市桜体育館

② 水辺共生体験館の管理業務事業

- ・川と共生するための知識と技術について体験を通じて学び、これからの川づくりを共に考える場としての設置目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿って管理に努めた。
- ・業務内容 i. 入館者数の把握  
ii. 遵守事項の入館者への指導徹底  
iii. 施設の日常的な維持管理

《管理施設》 ・水辺共生体験館

(2) の 3 自主運営に関する自主事業

多くの市民の方に参加してもらうため次の事業を実施した。

① スポーツスクール（前期・後期）

- ・「楽しい新体操」全5回（総合体育館）

- [前期] 5月25日～6月22日 [後期] 11月9日～12月14日
- ・「ヨーガ体操」全10回（総合体育館）
- [前期] 5月15日～7月17日 [後期] 10月2日～12月4日
- ・「フラダンス」全5回（総合体育館）
- [前期] 5月14日～6月11日 [後期] 10月8日～11月5日

## ② 各種講座

- ・「ウッドバーニングで夏休みの作品作り」（7月30日 陵南福祉センター）
- ・「ユーカリのスワッグ作り」（9月3日 稲羽コミュニティセンター）
- ・「ラメ入りテープで作るカード入れ」（10月26日 稲羽東福祉センター）
- ・「クリスマスとお正月のお菓子作り」（11月21日 総合福祉会館）
- ・「アレンジメントのお正月飾り作り」（11月26日 蘇原コミュニティセンター）

## ③ パターゴルフ大会等

- ・第6回各務原市長杯天龍グループリバーサイド21パターゴルフ大会（11月5日 リバーサイド21）
- ・初心者を対象とした「パターゴルフ体験教室」（3月25日 リバーサイド21）中止

## ④ 高齢者の健康増進、教養の向上を図るための文化講座(川島会館)

- ・「リズムに合わせて楽しく体操」全15回（5月9日～12月12日）
- ・「みんなで調理するおいしく楽しい料理」全10回（5月9日～2月13日）
- ・「健康増進に役立つかんたんヨガ」全15回（5月15日～12月11日）
- ・「少人数でゼロから学ぶ男の料理」全10回（5月15日～2月5日）
- ・「やさしく手ほどき水彩画・えんぴつ画」全10回（5月18日～12月21日）
- ・「自宅で飾れる花づくり花かざり」全10回（5月18日～2月8日）
- ・「健康長寿のためのスローエアロビック」全8回（10月9日～3月18日 ※3月4,18日は中止）

## (2) の 4 その他

- ① 営繕チームにより、適宜・迅速に施設の樹木剪定、除草や簡易修繕等を行い、さらに適切な維持管理、利用者サービスに努めた。
- ② 施設利用パンフレットを作成し、各施設窓口等に配布した。

- ③ 公社ホームページを活用し、施設の情報等を発信し、施設利用の啓発・普及を行った。
- ④ 夏季の高温注意情報発令時には、注意喚起と冷房を入れた部屋の確保等の対策を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための公社の対応として、次のことを実施した。
  - ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以前より設置済みの手指用アルコール消毒液の補充等管理に努めるとともに使用の徹底を呼び掛けた。
  - ・感染拡大防止の啓発チラシや施設の利用制限等を各施設の玄関や受付に掲示をした。
  - ・利用者に使用の自粛を要請した。
  - ・予約の取り消し及び利用料の還付手続きをした。
  - ・各施設の利用制限等は、別表のとおり。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設使用の対応について

施設名	部屋等	対 応	期間
体育施設			
総合体育館	トレーニングルーム	休 館	3/3～3/31
	メインアリーナ等	自粛要請/個人利用停止	
	ランニングコース	自粛要請	
スポーツ広場	テニスコート(多目的運動広場は期間外)	自粛要請/個人利用停止	
各務野スポーツの森	テニスコート		
市民球場		自粛要請	
勤労者総合グラウンド			
飛鳥球場			
総合運動公園	野球場、ソフトボール場、サッカー場、		
	陸上競技場、アーチェリー場		
	キャンプ場		
川島スポーツ公園	全施設	自粛要請	
弓道場			
地区体育館 (4 施設)	※稲羽地区体(3月末迄改修)を除く	自粛要請/個人利用停止	
桜体育館			
*3/3 より新規予約を受け付けない。			
余暇施設			
リバーサイド 21		住所、氏名、連絡先の記載義務、用具の消毒、休憩室の窓開放	3/4～3/31
福祉施設			
福祉センター(13 施設)		感染防止対策を遵守時使用可	
総合福祉会館	2.3 階会議室		
総合福祉会館	4 階教養娯楽室(老人福祉施設)	利用停止	3/4～3/31
川島会館	1.2 階貸館		
	5 階展望浴場		3/1～3/31

商工振興施設			
商工振興センター		感染防止対策を遵守時使用可	
東亜町会館			
南産業会館			
勤労会館			
文化施設			
皆楽座		感染防止対策を遵守時使用可	